

食安監発1205第1号  
平成23年12月5日

東京都福祉保健局健康安全部長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

韓国産活鰻の回収等について（依頼）

今般、検疫所におけるモニタリング検査の結果、下記の貨物よりオフロキサシン（0.08 ppm）を検出し、食品衛生法第11条に違反することが判明しました。

当該貨物はすでに全量通関済との報告を受けているため、貴自治体において下記輸入者に対し、当該品が国内において販売等されないよう対応方よろしくをお願いします。また、対応終了後その概要を当課あてご報告いただくようあわせてをお願いします。

なお、輸入者に対しては検疫所より当該貨物は食品衛生法第11条違反であるため、その措置については貴自治体の指示に従うよう指導しています。

記

品名	活鰻
届出数量	250 カートン 2.50 トン
輸出国	大韓民国
産地又は製造者	大韓民国
輸入者	丸本産業 株式会社 東京都中央区日本橋兜町11 - 7
届出先	大阪検疫所 食品監視課
届出年月日	平成23年11月24日
輸入届出受付番号	第 61020423330 号 1 欄
検査結果	オフロキサシン（0.08 ppm）検出
違反確定日	平成23年12月2日